

川北町行財政改革大綱

(見直し)

昭和61年 5月策定
平成 8年 3月改定
平成11年12月改定
平成18年 3月改定
平成23年11月改定
平成29年 3月改定

川 北 町

目 次

はじめに	2
I 基本方針	3
II 推進方法	4
III 行財政改革の内容	5～16
1. 効率的で質の高い行政運営の推進	
1-1 事務事業の見直し	
1-2 次代に即応した組織・機構の見直し	
1-3 定員管理・給与の適正化	
1-4 人材の育成と確保	
1-5 電子自治体の推進	
1-6 公共施設の管理運営	
2. 町民との協働による開かれたまちづくりの推進	
2-1 情報公開の推進	
2-2 行政情報化（IT）の推進による行政サービスの向上	
2-3 町民参加のまちづくり	
3. 財政健全化の維持	
3-1 歳入の確保	
3-2 入札・契約方式の見直しと公共工事のコスト縮減	
3-3 補助金等の見直し	
3-4 財政指標の目標設定と公表	
付 川北町行財政改革推進本部設置要綱	
川北町行財政改革推進本部名簿	

はじめに

本町では、昭和61年5月に「川北町行財政改革大綱」を策定し、実現に向けて常に行財政改革に取り組んできた。

その後、地方公共団体を取り巻く環境の変化や多種多様化する行政需要に対応するため、平成8年3月、平成11年12月、平成18年3月にそれぞれ行財政改革大綱の見直しを図り、種々の制度や組織の改革を順次推進してきた。そして平成18年3月の改定では、見直しを町の集中改革プランとして位置付け、行財政全般に亘り検討を加えるとともに具体的数値目標を定めた定員適正化計画を策定し、同時に策定した第3次川北町新総合計画（基本構想・基本計画）の推進を図った。

平成28年3月、国の「まち・ひと・しごとと創生長期ビジョン」を踏まえ「川北町人口ビジョン」、そして「川北町版総合戦略」を策定した。

また平成18年に「川北町基本構想・基本計画」を策定して以来10年の年月が経過したこともあり、「川北町基本構想・基本計画」の見直しもした。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化や環境問題、行政ニーズの高度化・多様化などの社会情勢の急激な変化と景気の低迷により、厳しさを増している。また地方分権の進展に伴い、行財政運営の自主・自立や町民主体のまちづくりが求められている。このような状況の中、これまでの取り組みを継承、発展させ、当町が今後取り組むべき課題に適切かつ迅速に対応しうる行財政システムの構築と町民との協働による開かれたまちづくりの推進、そして財政健全化の維持の3点の充実を図ります。

特に平成7年1月17日に阪神・淡路大震災、そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、行政側にとっても、地域住民にとってもこれまで以上に安全と安心への対応がたいへん重要になっていることを痛感している。

これからも真に豊かさを実感できる「光り輝くまちづくり」の推進に必要な基盤の確立を目指します。

I 基本方針

社会情勢や経済状況の変化により、行政ニーズの多様化、高度化が進み、地方分権の進展が益々加速する中、自己決定・自己責任の原則の下、町民本位で経営感覚に立脚したきめ細やかで柔軟な行財政運営と更なる住民福祉の向上が求められています。

このため、これまでに進めた行財政改革をさらに発展させ、町民との協働による効率的で質の高い行政運営の推進と過度な負担を将来に残さないよう財政の健全化を堅持し、真に豊かさを実感できる「光り輝くまちづくり」の推進に必要な基盤の確立を目指します。

【基本方針の3つの柱】

1、効率的で質の高い行政運営の推進

社会環境の変化や地方分権の推進により、事務処理業務の多様化・高度化が進展していることに伴い、事務の簡素化や効率化を図るとともに、人材育成による職員の資質向上を目指します。また、職員の適正配置と定員管理及び給与の適正化を一層推進し、事務事業の見直しとITの活用を図りながら、質の高い効率的な行政運営を推進します。

2、町民との協働による開かれたまちづくりの推進

積極的な情報提供を進め、町民の声を可能な限り町政に反映させるとともに住民サービスの利便性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進します。

3、財政健全化の維持

これまで取り組んできた町の施策を継続・発展させながら、経費負担のあり方・費用対効果等を精査し、事業の整理・合理化や重点化を図るとともに、歳入の確保と歳出の抑制に取り組み、財政の健全化の維持に努めます。

Ⅱ 推進方法

1 推進期間

本大綱の推進期間は、おおむね5年間とします。ただし、長期的な視点で取り組むべきものについては10年間を目標とします。

2 推進体制と進行管理

引き続き庁内の川北町行財政改革推進本部において実施します。また、改革の内容については、進捗状況や社会環境の変化、町職員や町民の意見などにより、必要に応じて見直しを行います。

さらに、本大綱を計画的に推進するために、行財政改革実施計画を策定し、実施状況についても必要に応じて公表します。

Ⅲ 行財政改革の内容

1. 効率的で質の高い行政運営の推進

1-1 事務事業の見直し

厳しい財政事情の下、社会環境の変化や地方分権の推進による行政ニーズと事務事業の多様化・高度化に的確に対応するため、既存の事務事業を見直すと共に民間委託や広域行政等で可能な部分があれば推進します。

(1) 事務事業の整理合理化

限られた行政資源（人・もの・金・情報）の中で、緊急性、優先性、効率性等を十分に精査し、既に初期の目的を達成したものや、効果が希薄となったものについては、廃止・縮小・統合を図り、継続して行う業務についても更なる効率化、簡素化に取り組み、経費の節減を図ります。また、全庁に亘る推進体制を確立すると共に、庁内LANの活用によるデータ化の推進、印刷物の内部処理など事務の効率化を図ります。さらに、職員一人ひとりが目標を立てて事務改善に積極的に進めます。その他、物品、公用車等の集中管理の検討や必要性のなくなった条例、規則、規定等の整理、そして申請手続きの簡略化と各種簡易な申請書類等の押印省略の検討等にも取り組みます。

(2) 民間委託等の推進

当町では、これまでも可能な限り民間委託をしています。今後も民間が担える事業については、行政が実施するものと同等以上の費用対効果やサービス水準が期待できることを前提として、積極的にかつ計画的に業務の外部委託を進めます。また、公共施設への新たな指定管理者の導入についても、慎重に検討し、可能なものについては移行し、民間機能の活用を図ります。

(3) 広域行政の推進

現在、環境衛生、ごみ処理、消防、防災、介護認定、後期高齢者医療等は既に広域化されており、また、住民票・印鑑証明等の発行も、他自治体と相互発行ができるようになっている。今後、県で進められている滞納整理組合についても検討を加えるとともに、公共施設の相互利用や事務事業の広域処理に対する研究・調査を模索するなど、引き続き広域行政を推進します。

1-2 次代に即応した組織・機構の見直し

急速に変化する社会情勢と行政ニーズの高度化、多様化、そして地方分権に的確に対応するとともに、簡素で効率的な組織・機構の推進を図ります。また、第三セクターについても見直しを図ります。

(1) 組織・機構の見直し

当町では、平成17年度に総務課と企画財政課を統合するなど、これまでも、積極的に組織・機構の見直しを行ってきましたが、今後とも、新たな行政需要には、スクラップ・アンド・ビルドで見直し、質素で効率的な組織・機構の維持・推進を図り、町民の視点に立った機構の改革を、弾力的かつ柔軟に実施します。

また、業務に応じて再任用職員や嘱託職員、臨時職員を配置するなど、弾力的な対応を行います。

(2) 第三セクターの見直し

土地開発公社や余暇健康開発公社などの公社等の外郭団体については、社会情勢や町民の要望等を踏まえた適正な運営が求められています。

今後とも、連携を密にし、さらに効率的な運営が図れるよう努めるとともに、自主性の確保にも取り組みます。

1-3 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

厳しい財政環境を背景に、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした定員管理に積極的に取り組み、地方分権の進展に伴う事務量の増加や、将来的な均衡ある年齢構成等を考慮に入れ、定員適正化計画を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間で6人削減と掲げ大綱を推進しながら適正化を進めてきました。結果平成22年度当初の職員数は、87人（臨時職員含む）と目標の6人、6.7%削減に対して2人、2.3%の削減となりました。また、引続き簡素で効率的な組織を整備し、最大の効果を上げる行政を目指すため、平成22年度から26年度までの5年間を取組み期間とする定員適正化計画を策定しました。計画期間中、退職者の見込みに配慮しながら職員の新規採用者数を抑制することで全体の職員数を削減していくことを基本とし、将来の年齢構成等も十分考慮しながら、限られた人的資源を有効に活用するために職員の資質向上を図るよう努めてきました。また、その結果平成27年4月1日までの10年間で81人となりました。今回さらに、本計画の改正を行うこととしました。

(2) 数値目標

平成28年度から5年間を計画期間とします。定員管理の数値目標となる職員数については、計画期間において今後の退職者数の見込み及び業務量に配慮しながら職員の新規採用者数を決定することを基本とし職員の年齢、構成の歪みの解消に努めながら、制度改正に応じ見直しを行い適正な人数確保に努める。

また、豊富な経験と知識を必要とされる業務に従事させるために再任用の活用を図り、技能労務職員の退職者の補充は行わず臨時職員等の配置により対応していくものとする。

部門	区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
一般行政	職員数	62	65	65	67	66	67
	対前年増減数	△3	3	-	2	△1	1
定員適正化計画	計画数	62	65	65	65	65	65
特別行政	職員数	15	17	17	15	10	10
	対前年増減数	△2	2	-	△2	△5	-
定員適正化計画	計画数	15	16	16	15	15	15
公営企業等	職員数	5	5	5	5	5	5
	対前年増減数	-	-	-	-	-	-
定員適正化計画	計画数	5	5	5	5	5	5
合計	職員数	82	87	87	87	81	82
	対前年増減数	△5	5	-	-	△6	1
定員適正化計画	計画数	82	86	86	85	85	85

職員数は、定員管理調査に基づき、一般職に属する職員数であります。
(教育長、臨時職員を含む)

【年度別計画】

平成33年4月1日に職員数86人という目標を達成するために、計画期間中、各年度当初の職員数見込み数です。

定員適正化計画

各年4月1日

年	H28	H29	H30	H31	H32	H33	計
退職見込者数	2	5	3	1	2	-	11
新規採用者数	3	9	3	1	2	-	15
差	1	4	0	0	0	-	4
4/1現在職員数	82	86	86	86	86	86	

職員数は、定員管理調査に基づき一般職に属する職員数です。

【部門別定員適正化計画表】

各年4月1日現在

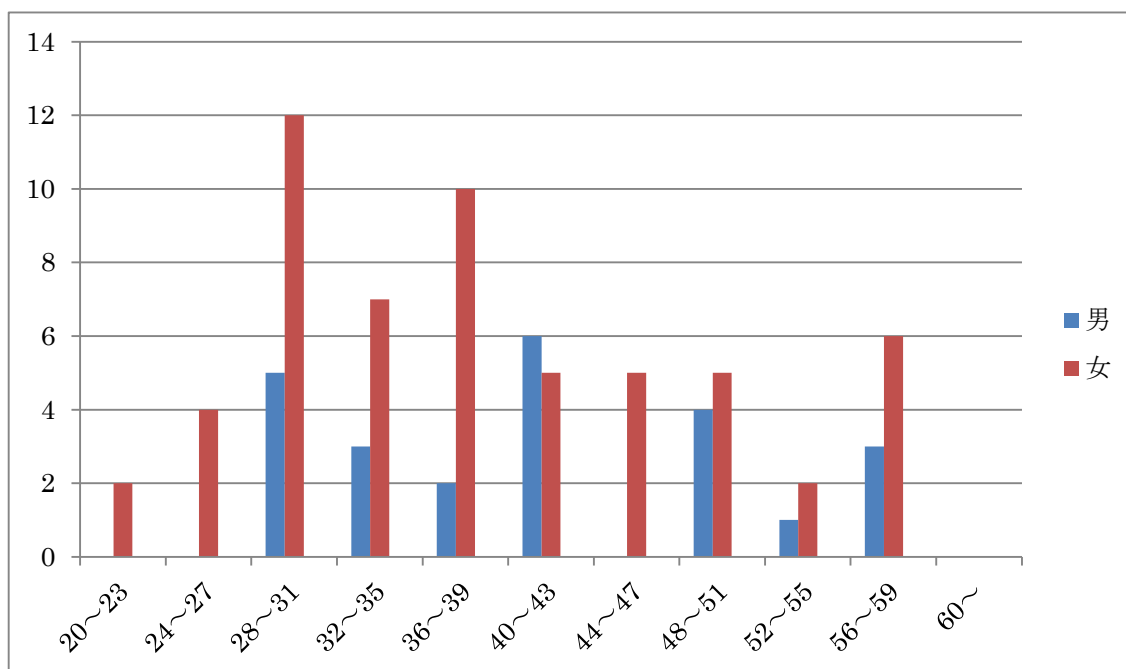
区 分 部 門		H28	H29	H30	H31	H32	H33
		一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2	2
総 務	8		8	8	8	8	8
税 務	6		6	6	6	6	6
民 生	35		38	38	38	38	38
衛 生	7		7	7	7	7	7
農 水	5		5	5	5	5	5
土 木	4		4	4	4	4	4
小 計	67		70	70	70	70	70
特 別 行 政	教 育	10	15	15	15	15	15
	小 計	10	15	16	15	15	15
公 営 企 業 等	その他	5	6	6	6	6	6
	小 計	5	6	6	6	6	5
総 合 計		82	86	86	86	86	86

【年齢別職員構成の状況】

平成28年4月1日現在

区 分	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	合 計
	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
職員数 (人)	2	4	17	10	12	11	5	9	3	9	0	82
構成比 (%)	2.4	4.9	20.7	12.2	14.6	13.4	6.1	11.0	3.7	11.0	0.0	100.0

【年齢別男女別職員数の状況（平成28年4月1日現在）】



(2) 給与の適正化

国に準じた給与制度を基本としながら、町の実情をふまえ適正な給与制度とその運用、給与水準、特殊勤務手当の見直しを図り行財政基盤の確立を推進する。また職員の政策形成能力を向上させるために、能力実績に応じた評価を図り、明確な人事評価制度により結果を昇給、昇格、手当に反映させ職員の意欲向上や職場の活性化を図る。

1-4 人材の育成と確保

これからの少子高齢化の進展、町民のニーズや価値観の多様化など社会経済情勢は、大きく変化しています。

ますます地方分権が進展する中においては、様々な行政課題に対して積極的に取り組み、町独自の創意工夫が求められています。また、安定的な質の高い公共サービスを確保するためには、職員一人ひとりの資質を向上させるとともに意識改革の推進を図る。

人事評価制度の「管理目標」の考え方としくみを活用することによって職場における職務遂行を基本とした人材育成を積極的に推進する。

めざす職員像として、社会情勢の変化・行政を取りまく環境のなかで

町民から信託に応えられるような職員をめざします

- ① 町民全体の奉仕者として、高い倫理観を持ち、公平、公正に職務を行う職員
 - ・職員は一人ひとりが町民全体の奉仕者であることを常に自覚した上で信念と使命感を持って職務に専念し、全力を尽くし、行政課題に対しては、専門性のあるプロ職員として公平、公正、そして的確に対応し常に誠実な姿勢で取り組む。
- ② 町民のニーズを的確に把握し、すばやく柔軟に対応する職員
 - ・社会環境の変化や新たな時代の動きを的確に把握し地域の課題に取り組む、幅広い視点で先進的、個性的企画を立案、実施、評価できる職員
- ③ 高い人権意識を持ち、自他ともに啓発に努める職員
 - ・自律的に、自発的に地域住民が参画し、行政と町民の協働による地域づくりを進める。
- ④ 高い経営感覚を備え、事業効果を的確に行う職員
 - ・行政課題に対する先見性ある判断や意思決定のできる能力、またコスト感覚を排除し常に日常業務の改善等を考える職員
- ⑤ 総合的な能力を発揮できる職員
 - ・職務遂行に当たっては、職員の個々の能力を組織の力として集約することが必要であり職責に応じて、知的能力、対人能力、管理能力など総合的に発揮できる職員
 - ・人事評価制度では、自ら設定した目標について職員が達成に向けて創意工夫などを行いながら主体的に取り組むを進める。
- ⑥ 各種研修内容の改善充実
 - ・多様化する行政需要に対応し得る柔軟な識見と能力を有する職員を育成するため研修ニーズに適した研修を設定し、時代に即した研修内容の改善、充実に努める。
 - ・政策あるいは事務改善等の職員提案制度を充実させることにより、課題意識や能力の向上を図る。
 - ・職員一人ひとりの職務遂行能力の向上に視点を置いた段階層別研修を実施し、それぞれの階層に求められる能力向上等を図るため研修

内容の充実強化に努める。職責に応じた職務遂行に必要な知識、技能等を習得し向上を図る。

- ・質の高いきめ細かな住民サービスを提供するため高度な専門知識等に基づく的確な事務処理能力の向上を図る研修の充実強化
- ・物事を法的な視点からとらえる能力及び法制執務に関する必要な知識等の法的実務能力
- ・情報化社会の進展に対応するための政策を形成実施していく上で必要とされる能力であり、業務を効果的に遂行するための情報通信機器等の活用能力

⑦ 男女共同参画の推進

- ・川北町男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、女性管理職の登用を図り、その理念の共有と職場環境の整備に努める。

1-5 電子自治体の推進

電子自治体の推進については、平成15年3月に策定した「川北町地域情報化計画」に沿って推進していきませんが、社会環境の変化により一部見直しを検討します。推進にあたっては、町民の利便性の向上とコストの削減を第一とし、情報セキュリティの確保と情報弱者への対応に十分留意しながら、下記の事項について、調査、検討を図り、実施可能なものについては、随時実施します。

- ・インターネットを利用しての行政手続きの推進
- ・公共施設の予約状況照会や電子予約システムの導入
- ・町ホームページの充実
- ・福祉や保健事業など多方面に対するITの活用
- ・公有財産管理システムの導入
- ・文章管理システムや電子決済の導入
- ・住民基本台帳カードの多目的利用
- ・县市町電子自治体共同利用の推進
- ・自治体クラウドの活用
- ・職員の情報化研修の充実

1-6 公共施設の管理運営

公共施設については、施設の集中化や民間委託の推進により、管理費用の節減や効率的な施設管理に努めています。今後、費用対効果の検証や利用実態の把握に引き続き取り組み、設置目的の効率的な達成を図るとともに、さらなる施設利用の利便性の向上と効率的な管理に努めます。このため、下記の事項についても検討を進めます。

- ・ 指定管理者制度を含む民間委託の推進
- ・ 町民のニーズと余暇時間の拡大に伴う、施設の利用時間の見直し
- ・ インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入
- ・ 受益者負担の原則に基づく、使用料の見直し
- ・ 障がい者、高齢者に配慮した施設整備の推進
- ・ 費用対効果の低い施設の統廃合や用途変更

また、建設から長い年月が経過し、老朽化が進んでいる施設については、計画的な修繕や大規模改修を実施し、利用者の安全・安心の確保に努めます。

2. 町民との協働による開かれたまちづくりの推進

2-1 情報公開の推進

町民と行政が協働してのまちづくりを推進するため、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、有線放送電話等の様々な広報媒体を活用して、町の保有する情報を積極的に公開します。また、個人情報保護の徹底を図りながら、町民と行政の情報の共有化と信頼関係の構築に努め、透明性の高い、開かれた行政の実現を目指します。

2-2 行政情報化（IT）の推進による行政サービスの向上

情報公開や行政サービスの推進を図るため、インターネットなどITを積極的に活用し、町民の利便性の向上に努めます。

- ・ 町ホームページの充実とユニバーサルデザイン化
- ・ インターネットを利用しての行政手続きの推進
- ・ インターネットを活用した予約状況照会や電子予約システムの導入
- ・ インターネットアクセシビリティ（使い易さ）の向上

- ・申請書様式等のダウンロードサービスの充実
- ・各種年齢層に応じたIT講習会等の開催

2-3 町民参加のまちづくり

町民の声を可能な限り町政に反映させるための取り組みを積極的に進めます。

(1) 審議会等の積極的活用と整理統合

町民と協働してまちづくりを推進していく上で審議会・委員会等の果たす役割は非常に大きく、今後も積極的に活用を図るとともに、委員の一般公募についても検討します。また設置目的や必要性を検討し、整理統合に努めます。

(2) 町民の声を取り入れる機会の充実

一般町民の声を可能な限り町政や施策に反映させる機会の充実を図るため、行政評価システムの導入やパブリックコメントの実施を検討します。

(3) 各種団体の支援と監査機能の充実

まちづくりを推進する上で大きな役割を果たしている各地区、各種団体の活動やNPO団体等の育成に対して、積極的に支援するとともに、自主的運営を促進します。また、監査機能の充実を図り、行政の適正な運営の確保に努めます。

3. 財政健全化の維持

3-1 歳入の確保

これまで取り組んできた町のきめ細かな各種施策を継続・発展させるとともに、安定した財政基盤を維持するためには、歳入の確保が必須条件です。このため、企業誘致や集落周辺部における宅地開発、産業の振興のほか、次の取り組みを行い、歳入の確保を図ります。

(1) 未活用財産の処分

未活用の公有地（普通財産）などの洗い出しと売却可能資産の把握に努め、必要に応じて売却や貸付を行い、収入増を図ります。

(2) 受益者負担の適正化

周辺自治体の動向を見極めながら、受益者負担の原則に基づく、負担金、使用料、手数料等の見直しを図ります。

(3) 税や使用料の徴収体制の強化

町民負担の公平性を確保するため、全庁的な税や使用料の徴収体制に取り組み、口座振替の奨励や督促、徴収の徹底を図り、徴収率の向上を目指します。

3-2 入札・契約方式の見直しと公共工事のコスト縮減

入札・契約方式について、県や他市町の取り組みを参考にして、電子入札や一括発注方式など新たな取り組みを検討し、コストの縮減や手続きの見直しを図ります。また、限られた財源の中、効率的な公共工事の執行を図るため、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に検証し、適正な品質を確保しながら、公共工事コスト縮減に努めます。

3-3 補助金等の見直し

これまで取り組んできた各種施策を継続しながら、行政の責任分野・経費負担のあり方・行政効果等を十分精査し、補助目的を達成したもののや、時代の変化により効果の薄れた事業を抜本的に見直し、統合・廃止等整理合理化を図ります。また、新たに補助金等を設ける場合であっても、必要性や費用対効果等を十分に検討するとともに、政策的補助金・交付金についても内容を十分精査し、総額の抑制に努めます。

3-4 財政指標の目標設定と公表

行財政改革の具体的成果を示す財政指標のうち、経常収支比率と実質公債費比率については、今後5年間の数値目標を設定し、その実現に鋭意努力します。また、新地方公会計制度の導入に取り組み、普通会計財務書類及び連結財務書類を作成、公表し、町の財政状況の透明化と説明責任の強化を図ります。

- ・ 実質公債費比率…10.0%以下を維持します

※過去5年間の決算における実質公債費比率の推移

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
12.7%	12.3%	10.9%	9.8%	8.6%

- ・ 経常収支比率…80.0%以下を維持します

※過去5年間の決算における経常収支比率の推移

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
75.1%	75.3%	74.7%	78.3%	76.9%